

東京都・山梨県及び関東6県以外の郵便局を利用して、特別
区民税・都民税特別徴収税額を納入されるかたへのお願い

足立区の公金取扱金融機関である郵便局（東京都・山梨県及び関東6県の郵便局）以外の郵便局で納入される場合は、その郵便局を足立区の特別徴収収納取扱郵便局に指定する必要があります。本頁をコピーしてご使用ください。

右の「公金収納取扱金融機関指定通知書」に郵便局名をご記入の上、最初に納入される際に納入書と併せて郵便局へ提出してください。2回目の納入からは提出は不要です。下の控えに指定通知書を提出した郵便局を記入のうえ保管してください。

公金収納取扱金融機関指定通知書（控え）

_____郵便局

上記の郵便局を足立区の特別区民税・都民税特別徴収
税額の収納取扱郵便局に指定しました。

提出日 令和 年 月 日

公金収納取扱金融機関指定通知書

_____郵便局長 様

令和 年 月 日
足立区長
(公印省略)

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて
足立区の特別区民税・都民税特別徴収税額の収納取扱郵
便局に指定しましたので通知します。

座 番 号 00130-9-960506 (OCR)
00110-6-960033 (私製)

加入者の名称 足立区会計管理者

取りまとめ局 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター
(郵便番号330-9794)

切
り
取
り
線